

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（デジタルサービス局DX協働事業部デジタル手続推進課）…一

○東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部療育課）…一

○東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二

告 示

○包括外部監査契約の締結……………（総務局総務部グループ経営戦略課）…二

○都市計画事業の認可（四件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…二

○昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号（建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事等の指定）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…三

○高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく免状交付事務委託……………（環境局環境改善部環境保安課）…三

○昭和五十年東京都告示第千十七号（東京都立代々木公園の使用制限）の廃止……………

……………（建設局公園緑地部公園課）…三

○東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…三

……………（保健医療局健康安全部健康安全課）…五

○令和八年度調理師試験の実施……………

○東京都教育委員会の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則……………

## 規 則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都規則第九十九号

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成二十年東京都規則第二百二十号）の項を削る。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の許可を受けてその効力が生じた同法第一条に規定する公益信託についての知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（令和八年東京都規則第八十八号）による廃止前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成二十年東京都規則第二百二十号）等は、なお従前の例による。

東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都規則第一百号

東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立療育センター条例施行規則（平成四年東京都規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第二十四条第三号」を「第二十四条第六号」に改める。

別記第十号様式中「徴収事務委託者」を「指定公益事務委託者」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都

立療育センター条例施行規則別記第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百一号

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立療育医療センター条例施行規則（昭和六十年東京都規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童発達支援の項中「第二十四条第三号」を「第二十四条第六号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 契約の相手方

(一) 住所 東京都新宿区西新宿七丁目十九番十四ー一一

○六号

(二) 氏名 谷川 淳

二 契約の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるときは一の前金払とする。

●東京都告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第七・四・六号等々力溪谷公園

三 事業施行期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 世田谷区中町一丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第八・二・三十三号等々力農業公園

三 事業施行期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 世田谷区等々力五丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき三鷹都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 三鷹市

二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第三・三・三十三号新川丸池公園

三 事業施行期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 三鷹市新川三丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき三鷹都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 三鷹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第二・二・二種一ノ新川第三公園
- 三 事業施行期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 三鷹市新川二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第四百十五号

昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号（建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事等の指定）の一部を次のように改正する。  
令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項に規定する免状交付事務については、次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第八条第二項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第八条第二号の規定に基づき告示する。  
令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託に係る免状交付事務の内容 高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務
- 二 委託に係る免状交付事務を処理する場所 高圧ガス保安協会 港区虎ノ門四丁目三番十三号
- 三 委託期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十七号

昭和五十年東京都告示第千十七号（東京都立代々木公園の使用制限）は、廃止する。  
令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第四百十八号

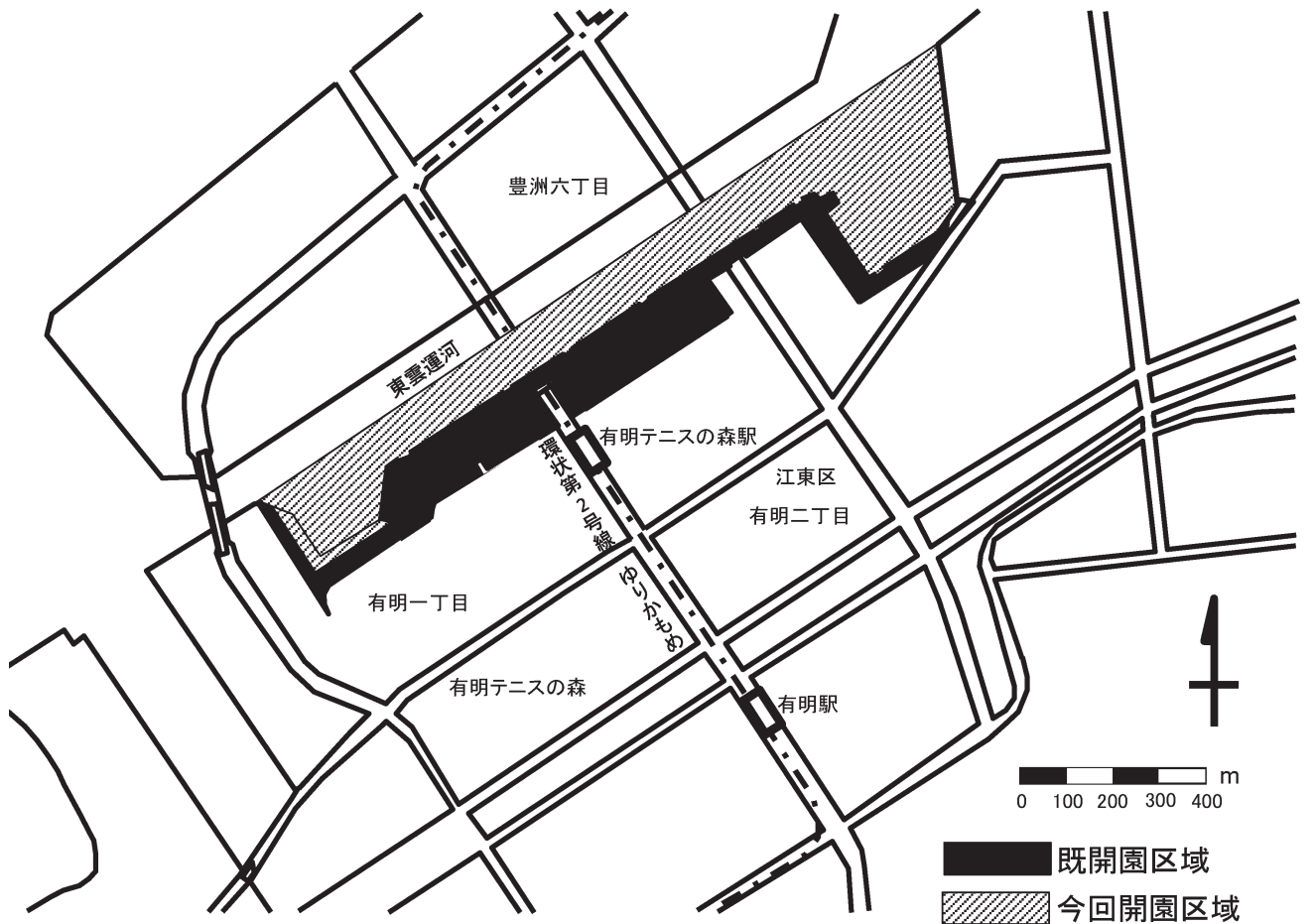
東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明親水海浜公園の区域及び面積を次のとおり変更する。  
令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 区域 別図のとおり
- 二 面積 変更前 一・二四、一・四五・二七平方メートル 変更後 三・九五、五・九四・二二平方メートル
- 三 変更年月日 令和八年四月一日

有明親水海浜公園

別図



規則(教)

東京都教育委員会の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和八年四月一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年東京都教育委員会規則第四十八号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 東京都教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(平成二十年東京都教育委員会規則第六十二号)附則第二項の規定により、なお従前の例によることとされた廃止前の東京都教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則第十一条の規定による特例民法法人の業務の監督(設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。)に関する

書面等の保存等は、なお従前の例による。

3 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の許可を受けてその効力が生じた同法第一条に規定する公益信託についての東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に關する規則を廃止する規則（令和八年東京都教育委員会規則第十二号）による廃止前の東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に關する規則（平成二十年東京都教育委員会規則第五十九号）第二十七条の規定による公益信託に関する書面等の保存等は、なお従前の例による。

公 告

令和八年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項の規定により、令和八年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

令和八年十月三十一日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験実施の場所

東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁目八番一号）

三 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(一) 学歴

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五

十七条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）に

よる国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令

（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二

年の課程を終わった者又は調理師法施行規則（昭和

三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定に

よりこれらの者と同等以上の学力があると認められ

る者

(二) 職歴

調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上

（原則週四日以上かつ一日六時間以上）調理業務に従

事した者

四 受験申込手続

令和八年五月七日（木曜日）から同年六月三日（水曜

日）まで（当日消印有効）

中央区日本橋人形町一丁目四番一号 内山ビル二階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛

五 合格発表

令和八年十二月十八日（金曜日）

六 試験手数料

六千四百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日（午前九時から午後五時まで）

公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人調理技術技能センター正会員団体、東京都保健医療局健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所（支所を含む。）並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日（午前九時三十分から午後

六時三十分まで）

東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁

舎一階北側）において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

電話 ○三（三六六七）一八一五

ホームページ <https://chouri-ggc.or.jp>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

